

今回の『alive』は、震災の為、6月に遅れて成立した平成23年度税制改正についての特集です。中でも、理美容業者にとって重要である『雇用』と、納税が大変な『消費税』について取り上げました。理美容業はとても差別化しにくい業種になりつつあります。その中で、“人材で差別化する”ことが必要です。雇用はしたいが少しでも出金を抑えたい方は、特集1の雇用促進税制を是非ご検討ください。また、開業や法人設立を考えている方に大事な改正があります。今まで2期間消費税が免除されていましたが、1期間だけになってしまいます。3,000万円の売上であれば約75万円の消費税の納付。法人設立検討の方は、特集2をご覧ください。

## 必見!! 税制改正特集 雇用促進税制がスタート

「雇用促進税制」とは、前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税（または所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」の提出が必要です。

【期間】 法人：平成23年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度  
個人：平成24年1月1日～平成26年12月31日までの各年

【雇用数】大企業：5人以上／中小企業：2人以上

かつ雇用増加割合10%以上（＝適用年度の雇用者増加数／前事業年度末日の雇用者総数）

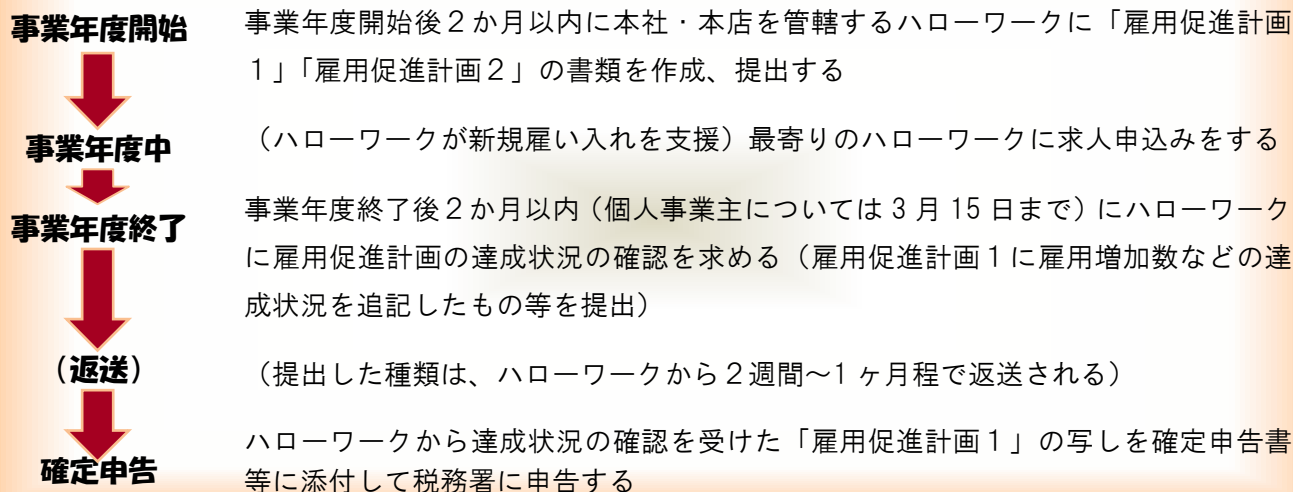
【税額控除額】雇用増加数1人当たり20万円（※当期の法人税額の大企業：10%・中小企業：20%が限度）

### 【対象となる事業主の要件】

- ① 青色申告書を提出する事業主であること
- ② 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ③ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を大企業：5人以上、中小企業：2人以上、かつ10%以上増加させていること
- ④ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること



### 【確定申告までの流れ】



◆開業や支店出店を予定されている方は、スタッフの増員も予定されていることと思いますので、この制度をご活用されてはいかがでしょうか。詳しくは、監査担当者や網事務所までお尋ねください。

# 法人成りは今がチャンス！～消費税免税期間が短縮～

平成 23 年度税制改正において、消費税課税事業者の免税点制度が改正になりました。

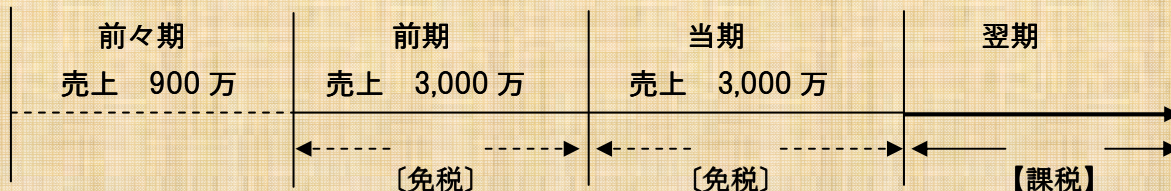
## 基本ルール

◎法人は 2 期前、個人は 2 年前の売上高が 1,000 万円を超えているかどうかで、消費税を納めるかを判定。

※事業を開始した場合や法人を設立した場合などは、2 年間消費税を納めなくてよい。

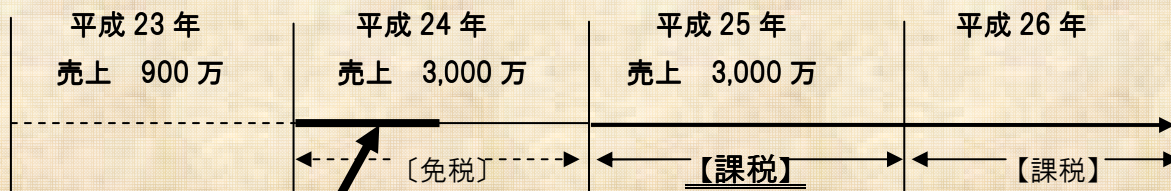


### 現 行



当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定 ⇒ 課税事業者となるのは翌期から

### 改正の内容

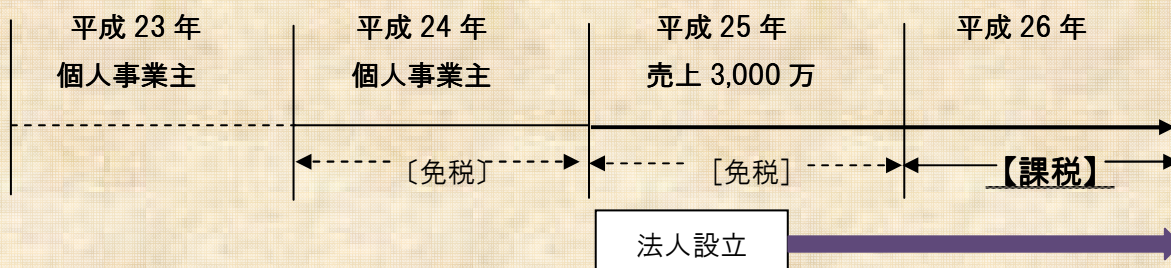


上半期の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合 ⇒ その翌期から課税事業者 になる

※課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできます。

上記の改正は平成 24 年上半期の課税売上高を基準に平成 25 年度より適用されます。

### ※法人設立の場合



☆上記の改正は平成 24 年上半期の課税売上高を基準に平成 25 年 1 月 1 日より開始する事業年度から適用されます。法人の場合は、平成 24 年 12 月 31 日までに 2 期目が開始される場合は、この税制の適用前になるので、2 期間が免税期間になります。(例：平成 23 年 12 月設立 11 月決算法人)

◆この改正により、平成 25 年から年間売上 1,000 万円規模の事業者は、事業開始した場合・法人設立した場合は 1 期目だけしか免税期間はありません。平成 23 年 12 月までに法人設立すると 2 期間消費税の免税を受けることができます。

## 平成 23 年度税制改正法案で先送りされた主な事項

増 税	減 税
給与等の収入金額 1,500 万円超の場合の給与所得控除の上限（245 万円）の設定	法人税率の 30%→25.5%への引き下げ
役員給与等に係る給与所得控除の見直し	中小企業の軽減税率の 18%→15%への引き下げ
相続税の基礎控除の引き下げと税率区分の見直し	

今国会では、震災関連法案の成立が優先されたため与野党で合意がなされず、上記の改正案の成立は先送りされました。しかし、法人税関係では減税傾向、個人所得税や相続・贈与税関係では増税の傾向がはっきりと見て取れます。今後成立する可能性の高い法案ばかりですので対策は必要です。

### 消費税増税でどうなる？ サロン経営

野田新首相誕生から早一か月余り。政府は、社会保障・税一体改革で消費税率を段階的に引き上げて、2010年代半ばまでに10%にすることを決めています。消費税率の引き上げにより、サロンの経営にはどのような影響があるのでしょうか？ またその対策はどのように取るべきでしょうか？ Q&A形式でまとめてみました。

#### Q：お客様に消費税率アップによる値上げ感を感じさせない表示方法がありますか？

A：現在の料金の表示を、例えばカット料金 5,250 円の場合、5,000 円（税込 5,250 円）とするか、5,250 円（税抜 5,000 円）というように、消費税を抜いた金額は変わっていないということをアピールしてはいかがでしょうか。もうひとつは、すべての料金体系を見直すことです。ただし見直す場合には、サロンの売上げを構成するものがこのサービスでいくら、あのサービスでいくらと、きちんと分析をして、全体で10%の上乗せとなるような料金体系を考える必要があります。

#### Q：当店は今までカット料金 5,000 円（総額表示）で経営してきました。消費税が 10%に上がった場合、5,500 円のメニュー料金に変更すべきでしょうか？

A：現在の表示価格ですと税込の価格表示になりますので、実際はカット価格 4,761 円＋消費税 5%分 239 円です。よって仮に消費税率が 10%に上がりますとカット価格 4,761 円＋消費税 10%分 476 円で総額は 5,237 円になります。5,500 円とするのは値上げになりますので気をつけましょう。

### 税抜経理のすすめ

#### ～税抜経理にするメリットとは？～

##### ●売上の前年対比等

税抜経理の場合、消費税率が変わった場合でも売上の前年対比に影響がありません。  
※税込経理から税抜経理に変更した場合は、その期間だけ前期より売上が減少します

##### ●顧客管理ソフトとの売上対比

顧客管理ソフトの売上等は税抜金額で表示されるものが多いので、会計データと一致します。

##### ●少額減価償却資産の特例

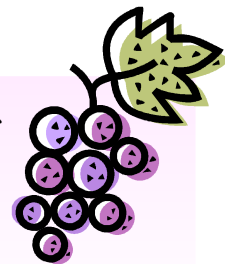
税抜経理を採用すると、例えば税込金額 30 万円のパーマ器具は、税抜 285,714 円になり、「30 万円未満は購入時に経費にできる特例」を使うことができます。

##### ●交際費課税

資本金 1 億円未満の中小法人では、年間 600 万円を上限として交際費の 10%が経費から除かれます。税抜経理を採用すると、除かれる 10%分も税抜金額で判断されます。



# サロン会計ワンポイントアドバイス



**美容ポータルサイト**は、お客様の囲い込みのためのマーケティングツールとして活用され、新規客獲得のための手段としてなくてはならないものになっています。

他社のポイントを相互に利用可能とするなど工夫をして、数あるサイトとの差別化をそれぞれがしています。

今回は、4月に始まった“ホットペッパービューティー”のポイントの処理を取り上げます。

**お客様がポイントを利用された時、日々の処理はどのように行っていますか？**

a. お客様から直接代金をいただく金額のみを売上としていますか？

b. 後でリクルートから入金される金額を含めて売上としていますか？

aの場合、入金される時期が売り上げた日からずれることで、売上の計上もれがおこってしまいます。ネット予約をされたお客様へ付与したポイントを、リクルートへ支払う時はどうでしょう。bのように、支払った時ではなく、請求書が届いた時点、お客様へのポイント付与が確定した時点で経費とすることが正しい処理です。

## ポイントを使用してお客様が支払いをした時

現金 9,000 円 / 売上 10,000 円  
売掛金 1,000 円

## リクルートから入金になった時

普通預金 1,000 円 / 売掛金 1,000 円

## 付与したポイントをリクルートから請求された時

広告宣伝費 20,000 円 / 未払金 20,000 円

## リクルートへ支払った時

未払金 20,000 円 / 普通預金 20,000 円

## ● 現金を支払わなかったら計上しなくてよい？ ～ポイント利用の経理～

家電量販店でポイントを利用して商品を購入した場合、どのように処理していますか？

例えば、126,000 円のパソコンを貯めていたポイントを利用して 86,000 円で購入しました。少額なものの購入は大きな影響はありませんが、10 万円以上のものは資産計上しなければなりません。ポイント充当分 40,000 円は相殺しないで、雑収入で計上しましょう。



器具備品 126,000 円 / 現金 86,000 円  
雑収入 40,000 円

税理士法人 西川会計  
理美容事業部 主催

## サロン経営セミナー2011

**第5回 経営計画で未来を決める！** 講師：代表税理士 西川 豪康

日時：12月6日（火）13:00～17:00 / 会場：税理士法人西川会計6F会議室

●定員 15名 ●会費 各回 3,000 円（顧問先様は無料） ●問合せ 03-3902-1200